

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

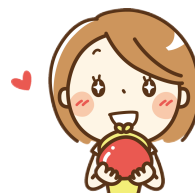
1 アルバイトを始める前に、 労働条件を確認しましょう!

※メール等で労働条件通知書を
もらうこともできます



2 バイト代は、毎月決められ た日に、全額支払いが原則 です!

※希望していない商品の購入に
応じる必要はなく、その代金
の一方的な賃金控除は禁止さ
れています



3 アルバイトでも、残業すれば 残業手当がでます!

※事業主は労働時間を適正に
把握する必要があります



4 アルバイトでも、条件を満た せば、有給休暇が取れます!



5 アルバイトでも、仕事の中 のけがは労災保険が使えます!



6 アルバイトでも、会社都合の 自由な解雇はできません!



7 困った時は、各地の 総合労働相談コーナー に相談を!



平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ!
☎ 0120-811-610

詳しくはこちら!

ポータルサイト
確かめよう労働条件



アルバイトの
労働条件を確かめよう!
～キャンペーン実施中～
令和6年4月1日～7月31日

こんなことで
困っていませんか?

アルバイトのトラブル

こんなことで困っていませんか？

時給が面接で
聞いたときの
金額と違う

一方的に
シフトを
変更される

開店の準備や
片付けの時間
の給料が
もらえない

お店が
忙しくて
休憩が
もらえない

代わりを
見つけないと
バイトを
辞めさせて
もらえない

売れ残った
商品の
買い取りを
強要される

おかしい!と思ったら、すぐに相談を

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は

労働条件相談ほっとライン

☎ 0120-811-610

無料

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

For concerns&questions about working conditions
Labour Standards Advice Hotline

Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

Multilingual



日本語

